

重要事項説明書

特別養護老人ホーム泉音の郷

(短期入所生活介護サービス) (介護予防短期入所生活介護サービス)

居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 愛泉会
事業者の所在地	仙台市泉区泉中央南15番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 早坂 明
電話番号	022-347-3281
F A X	022-347-3283

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 泉音の郷
施設の所在地	仙台市泉区泉中央南15番地
施設長名	施設長(管理者) 上邨 まゆみ
開設年月日	平成27年2月1日
入所定員	20床
電話番号	022-347-3371
ファクシミリ番号	022-347-3373

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	事業者指定		利用定数	
	指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	宮城県0475300075号	50人
		平成26年12月1日	仙台市指定0475503322号	80人
居宅	短期入所生活介護	平成12年4月1日	宮城県0475300075号	20人
		平成27年2月1日	仙台市指定0475503322号	20人
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	宮城県0475300075号	20人
		平成27年2月1日	仙台市指定0475503322号	20人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態となった高齢者の方に対し適正な指定介護短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	1 当施設は、介護保険法による居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活の継続を念頭において、居宅における生活と入居中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律した日常

	生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。 2 当施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他居宅サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
--	---

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 5階建
	延 べ 床 面 積	9781.06 m ²
	利 用 定 員	20床 併設：介護老人福祉施設：利用定員80名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1人当面積	備 考
1人部屋	10室 *併設 28室	12 m ²	12 m ²	3・4・5階
	7室 *併設 36室	13 m ²	13 m ²	3・4・5階
	1室 *併設 6室	14 m ²	14 m ²	3・4・5階
	2室 *併設 8室	15 m ²	15 m ²	3・4・5階
	0室 *併設 2室	17 m ²	17 m ²	3・4・5階
計	20室 *併設 80室			

(3) 居室以外の設備（特別養護老人ホームと共用）

共同生活室・機能訓練室・浴室（一般浴・特浴）・脱衣室・トイレ・医務室・静養室・サンルーム・相談室・介護職員室・調理室（厨房）・洗濯乾燥室・汚物処理室・リネン室・デイルーム・（和室）・宿直室・事務室・

6 職員体制（主たる職員）

令和7年4月1日現在

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 総務課長	1名	
3. 介護職員	48名	34名
4. 生活相談員	2.5名	2名
5. 看護職員	4.6名	3名
6. 機能訓練指導員	1名	1名
7. 介護支援専門員	2名	2名
8. 医師	（非常勤1名）	必要数
9. 栄養士（管理栄養士）	1.6名	1名
10. 事務員	2名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
施 設 長 (管 理 者)	日 勤	8:30～17:30
総 務 課 長	日 勤	8:30～17:30
介 護 職 員	早番 3 日勤 1 日勤 A 日勤 2 日勤 3 遅番 3 夜勤	7:00～16:00 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 10:00～19:00 13:00～22:00 21:45～7:15
生 活 相 談 員	日 勤	8:30～17:30
看 護 職 員	夜間は交替で自宅待機し、 緊急時に対応します。	8:15～17:15 9:30～18:30 9:00～13:00
介 護 支 援 専 門 員	日 勤	8:30～17:30
栄 養 士	日 勤	8:30～17:30
医 師	内科医 不定期(月 4 回)	
機 能 訓 練 指 導 員	日 勤	8:30～17:30
事 務 員	日 勤	8:30～17:30

8 利用日およびご利用の予約

利用日・受付時間	年中無休、8:30～17:30
送迎時間・送迎区域	9:00～17:00。但し12月30日～1月3日の期間は相談の上で対応致します。通常の送迎区域は、仙台市泉区・青葉区内とします。
ご予約の方法	ご利用の予約は、2か月前の1日から受け付けております。

9 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況を配慮し、栄養的にバランスに富んだ食事を提供します。(但し、食材料費・調理費は給付対象外です。) 食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～9:30 昼食 12:00～13:30 夕食 18:00～19:30
排 泄 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつを使用する方に対しては、1日平均8回位の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は機械入浴も可能です。 個別浴として、家庭浴槽と個別座位保持安定浴槽も完備しています。
着 替 え 等 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回、汚れた時は随時対処致します。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、連絡調整はいたします。付き添いはご家族さままでお願いいたします。
相 談 お よ び 援 助	<p>当施設は、利用者、身元引受人及び連帯保証人からの相談についても誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 3名(兼務1名)</p>
送 迎	<p>身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。</p>
利 用 料	<p>介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護・支援サービス基準額の1割又は3割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当です。) ※平成30年8月1日より1割・2割・3割</p>

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
食 費 (食 材 料 費 及 び 調 理 費)	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士による食材の検収により、新鮮で美味しい手作りの食事を提供します。 お食事を提供した分だけご請求することとなります。 お食事をキャンセルする際は下記の時刻までにお知らせください。お時間を過ぎてからのキャンセルは食事代が発生します。また、食欲不振や体調不良、緊急時の通院等でキャンセルが間に合わない時も食事代が発生しますのでご了承下さい。 朝食 前日17時まで 昼食 当日10時まで 夕食 当日15時まで 	<p>朝食 453円 昼食 663円 夕食 629円 合計 1,745円</p>
滞 在 費	<p>ユニット型個室で介護保険限度額認定証の負</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める料金表のとおり

	担限度額となります。	り (日額)
理美容サービス	予約をされた方は、理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。毎週水曜日に実施しており、1回の定員は10名です。	・代金は施設立替えとし、利用料金と一緒に請求となります。
レクリエーション行事	当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。	・企画実施にあたって、交通費・宿泊費・入場料・材料費等が発生した場合には、利用料金と一緒に請求になります。

10 苦情等申立先

当施設ご利用の苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理委員会事務局 担当者：金澤 多映子 責任者：上邨 まゆみ ご利用時間： 8：30～17：00 ご利用方法： <ul style="list-style-type: none"> ・電話による受付：022-347-3371 ・文書による受付：施設内各階1箇所に意見箱を設置 ・仙台市健康福祉局介護事業支援課施設指導係：022-214-8318 ・泉区役所介護保険係：022-372-3111 ・宮城県国民健康保険団体連合会苦情処理係：022-222-7700 ・運営適正化委員会：022-716-9674 ・第3者委員会 門脇征子氏：022-372-1581 佐藤和美氏：022-217-8877
---------------	--

11 協力病院

医療機関の名称	医療法人 ひろせ会 広瀬病院
院長名	佐久間正義
所在地	仙台市青葉区郷六字大森4-2
電話番号	022-226-2661
診療科	内科・消化器科・循環器科・気道食道科・理学療法科・放射線科・呼吸器科
医療機関の名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台病院 (JCHO 仙台病院)
院長名	村上栄一
電話番号	022-378-9111
所在地	仙台市泉区紫山2-1-1
診療科	総合診療科、整形外科、腎センター内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、小児科、歯科口腔外科、皮膚科、循環器内科、消化器内科、眼科、婦人科、放射線科、麻酔科、高血圧・糖尿病内科

12 緊急時における対応

体 調 の 急 変 事 故 等 の 発 生	<p>(Ⅰ) 速やかに主治医（主治医が不在の場合は、介護老人福祉施設の嘱託医）・家族に連絡するとともに管理者に報告し、主治医等の指示のもと、協力医療機関の受診等必要な措置を行う。(Ⅱ) 利用者の重度化に伴い、夜間施設から利用者の身体の急変等の連絡が自宅で待機している看護師または看護職員に入った場合は、必要に応じて出勤できるよう「24時間体制」をとる。(Ⅲ) 事故発生時は、下記へ速やかに連絡するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p> <p>(1) 仙台市健康福祉局介護事業支援課施設指導係：022-214-8318 (2) 泉区役所障害高齢課介護保険係：022-372-3111 (代) (3) 宮城県国民健康保険連合会苦情処理係：022-222-7700</p>
--------------------------	---

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム泉音の郷 消防計画」に沿った対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣の町内会、消防団等と連携し、非常時の協力体制作りに努めております。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム泉音の郷 消防計画」に沿って、年2回以上昼間および夜間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防 災 設 備 (特別養護老人ホーム と共通)	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有・31カ所
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	避難階段	有・4カ所	避難器具 (すべり台・救助袋)	有
	屋外消火器 (栓)	有		誘導灯及び誘導標識
	屋内消火器 (栓)	有	非常用電源	有
	ガス漏れ報知機	有	避難口 (非常口)	有・5カ所
	漏電火災警報設備	有	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。	
居室・廊下・階段等の内装材量：適				
消防計画等	消防署への届出日：平成26年12月 防火管理者：熊谷 好郎			

14 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間（8：00～20：00）とし、面会シートにご記入をお願いいたします。感染症が蔓延している際には、感染予防対策を行なったうえでの面会となります。
外 出 ・ 外 泊	外出の際には事務室で行き先と帰荘日時を外出泊承認願書に記載し提出して下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内での飲酒及び喫煙は禁止となっています。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	入所の際、私物表に職員が記載しますが、入居者の皆様も自己管理をお願いします。
現金等の管理	金銭等及び貴重品等はトラブルを避ける上でも持参できないことになっています。万が一、持参されてしまった場合は、身元引受人の方へ連絡し、泉音の郷まで受け取りに来て頂くこととなります。
宗教・政治・経済	施設内で他の入居者に対する宗教・政治・経済活動はご遠慮ください。

活動	
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りします。
身体的拘束・行動制限行為の禁止	入居者本人、または他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為は行いません。但し、緊急やむを得ない場合は、入居者本人、ご家族に拘束の方法、時間帯、期間等の説明を行い、同意を得たあとに実施する場合があります。

15 身元引受人(契約書第 26 条参照)

利用者は、契約に際し、利用者、身元引受人及び連帯保証人を含む第三者から、身元引受人を立てることとする。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は施設長の判断によりこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。

- 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるよう協力するものとします。
- 二 利用者が、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合、利用者の代理人を努めるものとします。
- 三 利用者が死亡した場合、遺体等の引受けその他必要な措置をするものとします。

16 連帯保証人(契約書第 27 条参照)

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極限額 20 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者が亡くなったとき、利用料金を 30 日分遅延した場合に確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、無滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

別紙、サービス料金表と加えて、下記の項目等で利用料金が加算される場合がございますので、ご確認下さい。（厚生労働大臣が定めた基準による）

尚、介護報酬改正、施設の体制等が変更された場合、加算額が変更となることがあります。

【夜勤職員配置加算】

夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が、最低基準を一人以上上回っている場合に加算されます。当施設の場合は満たしておりますので1日につき18単位、19円(概算金額)負担になります。

【サービス提供体制強化加算Ⅰ】

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であると1日につき22単位、23円（概算金額）負担になります。

【サービス提供体制強化加算Ⅱ】

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、60%以上であると1日につき18単位、19円（概算金額）負担になります

【サービス提供体制強化加算Ⅲ】

利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であると1日につき6単位、7円（概算金額）負担になります。

【看護体制加算Ⅰ】

看護師を1名以上配置し、定員超過利用、人員基準欠如に該当していない場合、1日につき4単位、4円(概算金額)負担になります。

【送迎加算】

利用者の心身状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位、190円（概算金額）負担になります。

【緊急短期入所受入加算】

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行なった場合は、入所した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき90単位、93円（概算金額）負担になります。

【新興感染症等施設療養費】

利用者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。一日につき240単位、246円(概算)負担になります。

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策について厚生労働省の「生産性ガイドライン」に基づき委員会を開催し、改善活動を継続的に行っていること。かつ、見守り機器を1つ以上導入し、1年以内ごとに業務改善の取組による効果を提出した場合に、一月につき10単位、10円(概算)負担となります。

【介護職員等処遇改善加算】

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって賃金のベースアップへとつながるよう、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を一本化し、加算率の引き上げを行うもの。算定要件の①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職員環境等要件を満たすことで、段階に応じて介護職員等処遇改善加算Ⅰ(加算率14.0%)、Ⅱ(加算率13.6%)、Ⅲ(加算率11.3%)、Ⅳ(加算率9.0%)のいずれかを所定単位数に加算率を乗じます。

【介護保険給付外サービス費】

契約書第19条により、ご契約者様が契約終了後も居室を明け渡さない場合は、1日につき料金表第4段階の（食費、居住費、サービス提供体制強化加算費、夜間職員配置加算費、看護体制加算費、1割もしくは2割・3割負担金）×10倍×日数の全額をお客様にご負担いただきます。

(注) 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に内容等を2ヶ月前までにご説明いたします。